

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 20 年度
計画更新年度	令和 5 年度 (6 期目)
計画主体	藤里町

## 藤里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 藤里町 農林課 林業振興係  
所在地 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8  
電話番号 0185-79-2114  
F A X 番号 0185-71-4060  
メールアドレス ringyou@town.fujisato.akita.jp

## 目次

1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2.鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1)被害の現状（令和4年度）	
(2)被害の傾向	
(3)被害の軽減目標	
(4)従来講じてきた被害防止対策	
(5)今後の取組方針	
3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項	4
(1)対象鳥獣の捕獲体制	
(2)その他捕獲に関する取組	
(3)対象鳥獣の捕獲計画	
(4)許可権限委譲事項	
4.防護柵の設置等に関する事項	7
(1)侵入防止柵の整備計画	
(2)進入防止策の管理等に関する取組	
5.生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	7
6.対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	8
(1)関係機関等の役割	
(2)緊急時の連絡体制	
7.捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	8
8.捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	9
(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法	
(2)処理加工施設の取組	
(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9.被害防止施策の実施体制に関する事項	10
(1)協議会に関する事項	
(2)関係機関に関する事項	
(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項	
10.その他被害防止施策に関し必要な事項	10
別紙1 ニホンザルによる被害発生区域図	
別紙2 有害鳥獣出没・被害発生時に係る緊急対応イメージ図	

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	藤里町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害区域面積	被害金額
ニホンザル	水稲	0.08ha	4千円
	野菜等	0.05ha	373千円
	豆類	0.10ha	12千円
	柿・栗等果樹	0.03ha	64千円
	小計	0.26ha	453千円
ツキノワグマ	水稲	0.00ha	0千円
	野菜等	0.00ha	0千円
	豆類	0.00ha	0千円
	柿・栗等果樹	0.00ha	0千円
	小計	0.00ha	0千円
ニホンジカ	水稲	0.00ha	0千円
	野菜等	0.00ha	0千円
	豆類	0.00ha	0千円
	柿・栗等果樹	0.00ha	0千円
	小計	0.00ha	0千円
イノシシ	水稲	0.00ha	0千円
	野菜等	0.00ha	0千円
	豆類	0.00ha	0千円
	柿・栗等果樹	0.00ha	0千円
	小計	0.00ha	0千円

(2) 被害の傾向

<p><b>【ニホンザル】</b> 被害多発時期は7月～11月の農繁期であり、収穫直前に被害を受けている。被害の要因は、</p> <p>①住宅付近までニホンザルの生息域が拡大している ②当町が山間部に位置していることや管理が疎かな農地が増加したことによりニホンザルが隠れやすい環境である ③住民が実施する追い払い活動にニホンザルが慣れてきている</p> <p>などが挙げられる。位置については別紙1のニホンザルによる被害発生区域図を参照。</p> <p><b>【ツキノワグマ】</b> 被害が小規模のため被害の状況には現れていないが、被害発生時期は8月～11月で、主に水稲が被害を受けている。単独で広範囲に行動することから、捕獲することは困難である。</p> <p><b>【ニホンジカ】</b> 目撃情報はあるが、ニホンジカと断定できる被害の発生はない。</p> <p><b>【イノシシ】</b> 目撃情報はあるが、イノシシと断定できる被害の発生はない。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度）	
	被害区域面積	被害金額	被害区域面積	被害金額
ニホンザル	0.26ha	453千円	0.23ha	407千円
ツキノワグマ	0.00ha	0千円	0.00ha	0千円
ニホンジカ	未然防止			
イノシシ	未然防止			

※10%程度の軽減を目標。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町職員による箱罟捕獲（止めさし）	ニホンザルの警戒心が強くなってきており、近年捕獲数が減少しているため、設置方法の検討や仕掛けの工夫が必要とされる。
	実施隊による対象鳥獣の追い上げ、捕獲	実施隊による追い上げ、それに伴う捕獲は実施されると効果があるが、巡回しない日に被害が発生する。
防護柵の設置等に関する取組	特に被害の深刻な大沢地区、大屋布地区への電気柵の設置（大沢地区：平成21年度、1,000m設置・大屋布地区：令和3年度、1,000m設置）	近くの木々の枝や、金網にあいた穴からニホンザルが侵入してくるため、定期的な枝切りの実施や金網の修繕が必要。また、積雪が多い為、電気柵の損傷が激しく、維持管理に労力を要する。
	農家による花火等を使用した追い払い	一定の効果はあるが、回数を増やすことで、ニホンザルが花火に慣れ、効果が薄くなっている。
生息環境管理その他の取組	電気柵の設置及び放任果樹の除去	電気柵：定期的な維持管理に労力を要する。 放任果樹の除去：所有者が町外にすることが多く、所有者の連絡先を調査することに労力を要する。

## (5) 今後の取組方針

### 【ニホンザル】

今後も箱罾による捕獲、銃器による追い上げを中心とした被害防止対策を行う。被害に迅速に対応するため、被害が発生している各地区へ7月～11月の間に箱罾を設置し、追い上げは藤里町鳥獣被害対策実施隊が被害地区を中心に実施する。

また、被害地区に近接した放任果樹はニホンザルのエサとなるので除去に努める。被害の発生している地区の住民には追い払い用花火の配布、ニホンザル出没状況の情報等を提供し、町全体で当該被害の減少に取り組む。

### 【ツキノワグマ】

廃棄野菜等がツキノワグマの誘因となることを町民に指導する。農地及び人家周辺に出没を繰り返す個体に、箱罾と銃器による共同捕獲を実施する。必要に応じて、出没情報を防災行政無線を活用して注意喚起を図る。出没時はツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルに沿って行動する。

### 【ニホンジカ】

関係機関と連携した調査活動を実施し、町内におけるニホンジカの生息状況を把握し、被害の発生を未然に防ぐこととする。必要に応じて、捕獲活動を実施する。

### 【イノシシ】

関係機関と連携した調査活動を実施し、町内におけるイノシシの生息状況を把握し、被害の発生を未然に防ぐこととする。必要に応じて、捕獲活動を実施する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 鳥獣被害実施隊による有害鳥獣捕獲
- ・ 町職員のうち、わな猟免許を取得している者の箱罾による有害鳥獣捕獲。
- ・ ニホンザルについては平成23年度に「藤里町鳥獣被害対策協議会」を設置し、主に農作物の対策を協議している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全て	狩猟免許取得の促進
令和6年度	全て	同上
令和7年度	全て	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p><b>【ニホンザル】</b> 捕獲数は令和2年度が12頭、令和3年度が18頭、令和4年度が4頭となっている。藤里町では被害がほぼ町内全域で発生している。 箱罠による捕獲を毎年実施しているが、ニホンザルの警戒心が強くなってきており、今後の捕獲は徐々に困難になっていくと予想される。 よって今後の捕獲計画数を過去3年間の平均を目標とする。</p> <p><b>【ツキノワグマ】</b> 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づき、農地及び人家周辺に出没を繰り返す個体を対象に捕獲を行い、人身被害の防止と農作物被害の減少を目指す。</p> <p><b>【ニホンジカ】</b> 現地を調査し、安全かつ効果的な方法により銃器による追い上げや、捕獲を行う。詳細な調査と強力な捕獲圧により、農林業や生態系への被害が発生しないようにする。</p> <p><b>【イノシシ】</b> 現地を調査し、安全かつ効果的な方法により銃器による追い上げや、捕獲を行う。詳細な調査と強力な捕獲圧により、農林業や生態系への被害がない状態を維持していく。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	11頭	11頭	11頭
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づく。		
ニホンジカ	今後の出没状況に応じ、可能な限り捕獲する。		
イノシシ	今後の出没状況に応じ、可能な限り捕獲する。		

捕獲等の取組内容
<p><b>【ニホンザル】</b> ニホンザルによる被害は7月頃から多くみられ、被害の発生場所は主に藤琴地区・粕毛地区・大沢地区の3地区に分かれている。7月から被害を受けやすい農地を中心に巡回を実施するほか、7月～11月まで銃器による捕獲及び箱罠を20基設置する。捕獲したニホンザルについては安楽死装置による止めさし後、埋却を基本とする。</p> <p><b>【ツキノワグマ】</b> ツキノワグマによる被害は8月頃から水稻を中心に発生し、主に藤琴地区・粕毛地区・大沢地区で被害が見られる。被害の発生後にさらなる被害が懸念される、または、頻繁に目撃され被害の発生が懸念される際には箱罠による捕獲を実施する。</p> <p><b>【ニホンジカ】</b> 被害の未然防止の観点から可能な限り銃器による追い上げや、捕獲を行う。</p> <p><b>【イノシシ】</b> 被害の未然防止の観点から可能な限り銃器による追い上げや、捕獲を行う。</p> <p><b>【対象鳥獣全体】</b> 野生鳥獣の生息域の拡大による人身被害及び農作物被害の対策のため、7月～11月まで猟友会に鳥獣被害対策業務を委託する。</p>



ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
箱罟や散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用にあたっては、バックストップの確認を徹底する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全域	ツキノワグマ（人身被害防止目的）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	・電気柵設置(大沢地区・大屋布地区) 2,000m ・電気柵新規設置補助	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	電気柵の点検及び維持・修繕	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル	・花火等の被害防除品の支給、7月～11月見回り、被害防止方法等知識の普及、被害防除技術の指導、放任果樹の除去
令和6年度	ニホンザル	同上
令和7年度	ニホンザル	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
藤里町	被害防止・鳥獣捕獲等の実施主体であるとともに、関係機関の連携・調整を図る。
能代警察署	目撃情報・人身被害等に関する情報提供や広報活動を行う。
藤里町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づいた対象鳥獣の捕獲及び被害防止策を適切に実施する。
秋田県山本地域振興局 (森づくり推進課・ 農業振興普及課)	出没抑制、被害防止のための環境整備に関する支援及び有害鳥獣捕獲許可を行う。
秋田県自然保護課	県保護管理計画実施者として提言・助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は止めさしするものとし、殺処分した個体は適切に埋却又は焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	需要と供給、流通販売などの環境整備が整っていないことから利用は困難であるが、今後の検討事案とする。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

藤里町鳥獣被害対策協議会	農作物被害防止のため、関係機関と連絡・調整を図る
構成機関の名称	役割
藤里町 (農林課・町民課)	被害防止計画の策定、捕獲許可事務。行政の立場から、被害対策への提言・助言を行う。また、協議会の事務局となり、各組織との連携・調整を図る。
藤里町農業委員会	農地に関する専門機関の立場から、被害対策への提言・助言を行う。被害農家からの情報提供。
山本地方連合猟友会藤里支部	銃器等を用いた追い上げ活動等に直接関わる団体の立場から、被害対策への提言・助言を行う。
あきた白神農業協同組合	農業者の組織団体としての立場から、被害対策への提言・助言を行う。被害農家からの情報提供。
藤里町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲及び情報収集を行い、被害防止対策を適切に実施する。
各地区代表	地域の被害や出没状況を把握し、被害対策への提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
環境省 (藤里自然保護官事務所・西目屋自然保護官事務所)	ニホンジカに関する調査を行う。関係機関で情報共有を行う。
林野庁 (藤里森林生態系保全センター)	ニホンジカに関する調査及び、小型囲い罠での試行的捕獲を実地する。関係機関での情報共有を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

藤里町鳥獣被害対策実施隊員の定数は20人以内とし、次の者で構成する。

- ①町職員のうち鳥獣被害対策業務を担当するもの及び被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる農業者等で、町長が任命する者。
- ②山本地方連合猟友会藤里支部の会員のうち、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ山本地方連合猟友会藤里支部長が推薦する者で、町長が任命する者。

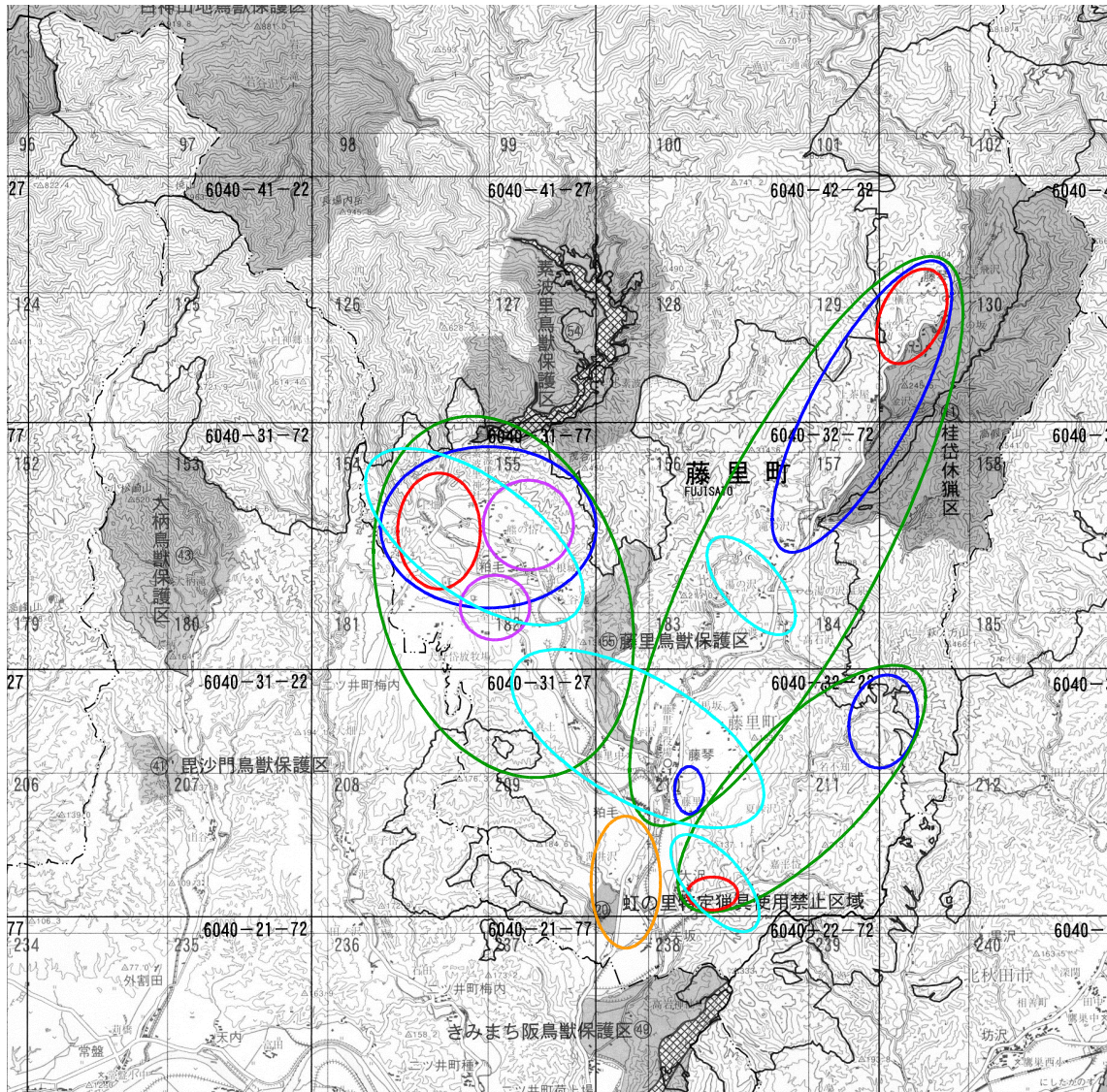
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、秋田県第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図り、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条に基づく有害鳥獣捕獲許可申請をはじめとする対策について、関係機関と情報交換など連携を図る。

別紙1 ニホンザルによる被害発生区域図



藤里町被害推移図 (平成8～令和元年)	
平成8年 (被害発生当初)	—
平成9～13年	—
平成14～25年	—
平成26～28年	—
平成29～令和元年	—
令和2～令和4年	—

有害鳥獣出没・被害発生時に係る緊急対応イメージ図

